



## 周南市「赤ちゃんの駅」民間登録施設の募集



### 1. 名称：周南市「赤ちゃんの駅」の登録事業

### 2. 事業の目的

乳幼児連れの家族が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、地域全体で子育て家族を支える意識の醸成を図ることを目的とする。

周南市こどもプラン基本目標3「地域ぐるみで子育てを支えることができるまちづくり」の達成のために必要な条件「子どもにも子ども連れにも外出しやすいまちづくりが行われている」に該当

### 3. 経緯

平成22年 9月	公共施設で「赤ちゃんの駅」事業の開始 (赤ちゃんの駅 35施設、(準)赤ちゃんの駅 18施設)
平成23年 3月	ガイドマップ発行(10,000部)
平成23年11月	周南市「赤ちゃんの駅」登録事業実施要綱の制定(平成23年11月22日施行) 民間登録施設の募集開始

### 4. 対象施設

市内の公共施設又は民間施設とする。ただし、青少年の健全育成を妨げるおそれのある施設(18歳未満の利用が禁じられている施設等)でないこと。

### 5. 利用対象者

原則として、乳幼児(概ね3歳未満の児童)連れの保護者で、利用は授乳又はおむつ替えの場合に限る。

### 6. 登録基準および登録の解除

- (1) 授乳の場、おむつ替えの場の両方、もしくは一方を提供できる施設で、希望者が無料で安心して利用でき、衛生面に配慮された施設とする。周南市「赤ちゃんの駅」事業実施要件確認書(様式第1号)の該当区分の要件をすべて満たすことを条件とする。
- (2) 登録施設の管理者又は登録施設が法令に違反したとき、登録基準を満たさないことが明らかになったとき、または「赤ちゃんの駅」として適当でない認めるときは、登録を解除することができる。

### 7. 募集から認定まで

市ホームページにて、募集開始の案内。

登録申請書の受付(随時)\*申請様式は市ホームページからダウンロード可能。  
現地査察等により審査、台帳登録、シンボルマーク入りステッカー配付。

市ホームページ、周南マップ等にて登録施設の案内。

### 8. 施設の管理

登録施設の管理は、施設管理者の責任において管理する。

### 9. 登録の有効期間

登録事業の有効期間は、登録の日から当該登録の日の属する年度末まで。ただし、申し出がない場合は、年度毎に自動更新。

